

資料編

1 環境に関する統計データ

大気

■ 一般環境大気測定局（印西高花測定局）

項目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	環境基準
二酸化窒素 【日平均値の年間98%値】	ppm	0.034	0.033	0.035	0.029	0.031	0.060 以下 (環境基準) 0.040 以下 (千葉県環境目標)
二酸化硫黄 【日平均値の2%除外値】	ppm	0.008	0.006	0.007	0.005	0.005	0.040 以下
浮遊粒子状物質 【日平均値の2%除外値】	mg/m ³	0.074	0.066	0.073	0.062	0.053	0.100 以下
光化学オキシダント(光化学スモッグ) 【昼間の1時間値が0.06ppm以上の日数】	日	101	60	71	65	52	0.06ppm 以下
光化学オキシダント (光化学スモッグ)緊急時発令回数	回	13	4	3	0	2	備考参照

備考) 光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令

注意報:0.12ppm 以上、警報:0.24ppm 以上、重大緊急報:0.40ppm 以上

資料:千葉県「平成21年度大気環境常時測定結果」

水質

■ 河川（手賀沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	環境基準
亀成川 (亀成橋) 【B類型】	水素イオン濃度	—	7.6	7.7	7.7	7.6	7.5	6.5~8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.6	1.5	1.3	1.3	1.7	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.4	9.8	8.6	11	9.5	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	11	10	10	6	10	25 以下
	全窒素	mg/L	2.5	3.3	2.2	2.6	2.6	—
	全りん	mg/L	0.085	0.092	0.11	0.091	0.098	—
弁天川 (中央公民館前)	水素イオン濃度	—	8.5	8.7	8.5	8.7	8.7	6.5~8.5*
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.8	3.9	4.3	4.4	3.8	3 以下*
	溶存酸素量(DO)	mg/L	12	12	8.7	11	10	5 以上*
	浮遊物質(SS)	mg/L	27	22	35	25	33	25 以下*
	全窒素	mg/L	2.3	2.9	2.1	2.0	1.8	—
	全りん	mg/L	0.17	0.17	0.18	0.17	0.19	—
浦部川 (松山橋)	水素イオン濃度	—	7.8	7.8	7.9	7.7	8.0	6.5~8.5*
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.3	2.0	2.5	1.9	1.9	3 以下*
	溶存酸素量(DO)	mg/L	10	10	9.3	11	12	5 以上*
	浮遊物質(SS)	mg/L	18	22	35	11	16	25 以下*
	全窒素	mg/L	3.9	4.7	3.7	4.3	4.8	—
	全りん	mg/L	0.11	0.14	0.14	0.11	0.10	—

備考) 弁天川、浦部川は類型指定がされていないため、参考値としてB類型の基準と比較した。

資料:環境保全課

■ 河川（印旛沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	環境基準
神崎川 (大正橋) 【A 類型】	水素イオン濃度	—	7.5	7.5	7.7	7.5	7.6	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.3	1.6	1.2	1.7	0.9	2 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.1	8.8	8.4	8.5	9.4	7.5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	10	11	15	21	24	25 以下
	全窒素	mg/L	1.6	1.9	1.6	2.0	1.8	—
	全りん	mg/L	0.090	0.096	0.11	0.11	0.094	—
師戸川 (草深) 【B 類型】	水素イオン濃度	—	6.8	6.9	7.0	6.8	6.9	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.6	1.5	1.6	2.7	2.2	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.0	6.5	5.7	4.5	6.1	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	6	13	7	15	14	25 以下
	全窒素	mg/L	2.6	2.1	1.8	2.8	2.5	—
	全りん	mg/L	0.18	0.13	0.095	0.19	0.16	—
戸神川 (武西橋)	水素イオン濃度	—	8.3	8.0	8.0	7.7	8.1	6.5～8.5*
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.9	2.0	2.0	2.3	2.1	2 以下*
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.4	9.1	9.3	9.0	10	7.5 以上*
	浮遊物質(SS)	mg/L	20	13	14	20	13	25 以下*
	全窒素	mg/L	1.9	2.9	1.7	2.1	2.3	—
	全りん	mg/L	0.13	0.083	0.11	0.089	0.11	—
将監川 (平岡 213-19 付近)	水素イオン濃度	—	将監川の 調査は、平 成 18 年度 より調査を 開始したた め、平成 15 ～17 年の データはあ りません。	7.8	7.8	7.7	8.0	6.5～8.5*
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L		7.0	4.3	7.8	7.8	3 以下*
	溶存酸素量(DO)	mg/L		12	11	9.6	11	5 以上*
	浮遊物質(SS)	mg/L		14	11	14	15	25 以下*
	全窒素	mg/L		1.2	1.2	1.5	0.98	—
	全りん	mg/L		0.16	0.10	0.12	0.13	—

備考) 戸神川、将監川は類型指定がされていないため、参考値として A 類型の基準と比較した。 資料: 環境保全課

■ 湖沼

単位:mg/L

湖沼名	分析項目	H17	H18	H19	H20	H21	環境基準
印旛沼 (上水道取水口下)	化学的酸素要求量(COD) 【年間75%値】	9.6	10	12	9.6	9.8	3以下
	全窒素 【年平均値】	2.9	3.0	2.4	2.6	2.7	0.4以下
	全りん 【年平均値】	0.11	0.12	0.14	0.11	0.11	0.03以下
手賀沼 (手賀沼中央)	化学的酸素要求量(COD) 【年間75%値】	9.3	9.6	9.7	9.1	10	5以下
	全窒素 【年平均値】	2.8	2.9	2.5	2.6	2.4	1以下
	全りん 【年平均値】	0.17	0.15	0.16	0.15	0.14	0.1以下

資料:千葉県「平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

地下水汚染

■ 民家井戸

地区	基準超過井戸数					汚染確認年度
	汚染確認当初	H18	H19	H20	H21	
浦部地区	3	0	0	0	0	H5
小林地区	1	0	0	0	0	H9

資料:環境保全課

■ 浦部地区地下水汚染浄化対策経年変化

単位:mg/L

浄化対策用井戸	項目	H17	H18	H19	H20	H21	環境基準
No.4-3 浄化開始 H13年6月	テトラクロロエチレン	0.0300	0.0150	0.0180	0.0097	0.01	0.01以下
	トリクロロエチレン	0.011	0.004	0.007	0.005	0.004	0.03以下
	シス1,2ジクロロエチレン	0.170	0.077	0.054	0.024	0.035	0.04以下
No.1-3 浄化開始 H16年6月	テトラクロロエチレン	0.0046	0.0034	0.0020	0.0005	0.0056	0.01以下
	トリクロロエチレン	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.03以下
	シス1,2ジクロロエチレン	0.140	0.160	0.120	0.025	0.015	0.04以下
No.2-3 浄化開始 H16年6月	テトラクロロエチレン	0.0100	0.0060	0.0058	0.0082	0.0069	0.01以下
	トリクロロエチレン	0.003	0.002未満	0.002	0.002	0.002未満	0.03以下
	シス1,2ジクロロエチレン	0.170	0.072	0.048	0.052	0.042	0.04以下
No.2-4 浄化開始 H16年6月	テトラクロロエチレン	0.0130	0.0083	0.0081	0.0081	0.0065	0.01以下
	トリクロロエチレン	0.007	0.004	0.006	0.006	0.004	0.03以下
	シス1,2ジクロロエチレン	0.057	0.024	0.020	0.016	0.009	0.04以下

備考) 公定分析結果を記載

資料:環境保全課

地盤沈下

単位: mm/年

標石 番号	所 在	変動量				
		H17	H18	H19	H20	H21
10878	大森 3968-1	-4.9	+4.1	+8.5	-8.0	+2.6
10879	大森 3178 (道路脇)	-4.9	+3.8	+9.9	-7.1	+2.0
10880	浦部 374-1 (駐在所)	-4.7	+3.9	+9.0	-6.6	+2.5
2985	木下 1483 (道路脇)	-5.4	+3.0	+7.9	-6.8	+1.8
2986	平岡 218 (重量検問所)	-4.7	-0.5	+9.5	-7.0	+1.1
IZ-1	大森 2364-2 (印西市役所)	-4.8	+2.6	+7.2	-	-8.5*
IZ-2	大森 425 (古新田青年館)	-4.9	+4.1	+7.0	-	-9.2*
IZ-3	大森7 (習志野カントリー)	-4.7	+3.0	+8.8	-	-8.0*
IZ-4	船尾 1449 (船穂中学校)	-4.7	+2.6	+8.0	-	-8.3*
IZ-5	船尾 1292 (船穂小学校)	-4.4	+3.4	+7.3	-	-9.1*
IZ-10	武西 148-1 (安養寺隣火の見下)	-4.8	+1.1	+6.8	-	-7.3*

備考 1) 変動量の値は前年値からの変動量を記載

資料: 千葉県「水準測量成果表」

備考 2) IZ-1~10 は H20 年が欠測のため、H19 年から H21 年の変動量を記載

騒音・振動

■ 道路交通騒音

単位: dB

測定年度	地 点 名	騒音レベル		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H17	千葉竜ヶ崎線 木下 1401-45 付近 【B地域】	74	72	70*	65*
H18	市川印西線 浦部 588-3 付近 【地域指定なし】	73	70	70*	65*
H19	国道 464 号 原山二丁目地内 【A 地域】	74	71	70*	65*
H20	千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地内 【A 地域】	69	66	70*	65*
H21	市道 00-005 号 小林浅間三丁目地内 【B・C 地域】	70	63	65	60

備考) 平成 17~20 年度は、測定地点が県道及び国道のため、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準と比較した。

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道に当たっては4車線以上の区間に限る。)に適用する。

資料: 環境保全課

■ 道路交通振動

単位: dB

測定年度	地 点 名	振動レベル		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H17	千葉竜ヶ崎線 木下 1401-45 付近 【第1種区域】	51	46	65	60
H18	市川印西線 浦部 588-3 付近) 【区域指定なし】	54	46	65*	60*
H19	国道 464 号 原山二丁目地内 【第1種区域】	50	46	65	60
H20	千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地内 【第1種区域】	45	39	65	60
H21	市道 00-005 号 小林浅間三丁目地内【第2種区域】	34	27	70	65

備考) 平成 18 年度市川印西線は、区域指定がないため、第1種区域の要請限度と比較した。

資料: 環境保全課

ダイオキシン類

■ 大気

単位:pg-TEQ/m³

地点名	毒性当量 年平均値					環境基準
	H17	H18	H19	H20	H21	
印西市役所屋上	0.065	0.025	0.058	0.054	0.046	0.60 以下
ふれあい文化館	0.070	—	—	—	—	
印西高花測定局	0.051	0.079	0.044	0.056	0.051	
木刈中学校	0.078	0.033	—	—	—	
小林小学校	0.060	0.024	0.067	0.053	0.050	

資料:環境保全課

■ 地下水

単位:pg-TEQ/L

測定年度	地点名	毒性当量	環境基準
H17	永治小学校	0.074	1 以下
H18	印西中学校	0.18	
H19	木下小学校	0.069	
H20	東京電機大学	0.21	
H21	小林新田青年館	0.016	

資料:環境保全課

■ 土壌

単位:pg-TEQ/g

測定年度	地点名	毒性当量	環境基準
H17	内野北児童公園	3.2	1,000 以下
H18	小林北小学校	0.0023	
H19	木下小学校	0.0025	
H20	印西地区環境整備事業組合	6.6	
H21	牧の原公園	0.47	

資料:環境保全課

■ クリーンセンターの排気口

単位:ng-TEQ/m³N

地点名	毒性当量					排出基準
	H17 平均値	H18 平均値	H19 平均値	H20 平均値	H21 平均値	
印西クリーンセンター1号炉	0.015	0.0094	0.056	0.063	0.14	1 以下*
“ 2号炉	0.025	0.050	0.069	0.064	0.029	
“ 3号炉	0.034	0.018	0.021	0.0039	0.027	

備考) なお、3号炉については「印西クリーンセンターの操業と公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が0.5ng-TEQ/N m³と定められている。
資料:印西地区環境整備事業組合

苦情受付件数

単位: 件

	典型7公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
H17	34	0	1	8	0	0	21	3	67
H18	42	4	0	5	0	0	4	2	57
H19	17	3	1	6	1	0	9	6	43
H20	12	1	0	4	2	0	6	2	27
H21	9	2	0	5	1	0	6	2	25

資料: 環境保全課

廃棄物

	単位	H17	H18	H19	H20	H21	印西市ごみ減量化 計画目標値
一人1日当たりのごみの排出量	g	956	1,018	1,001	952	870	866
市資源化率	%	20	19	18	18	18	21
総資源化率	%	26	25	25	24	24	28

資料: 環境保全課

ごみ処理の状況

		単位	H17	H18	H19	H20	H21	
平均人口		人	61,774	61,799	61,981	63,891	65,896	
排出量	一般家庭	可燃	t	11,422	11,455	11,134	11,341	11,648
		不燃	t	361	392	376	367	383
		粗大	t	847	851	800	801	897
		資源	t	4,255	4,274	4,106	3,907	3,720
		計	t	16,885	16,972	16,416	16,416	16,648
	事業系ごみ	t	4,663	5,983	6,229	5,787	4,270	
	合計	t	21,548	22,955	22,645	22,203	20,918	
一人1日当たりの排出量		g	956	1,018	1,001	952	870	

資料: 環境保全課

し尿処理の状況

項目	年度	単位	H17	H18	H19	H20	H21
生し尿		kL	879.65	714.18	718.91	697.75	684.19
浄化槽汚泥		kL	2,354.62	2,594.73	2,666.48	2,668.01	2,889.19
総収集量		kL	3,234.27	3,308.91	3,385.39	3,365.76	3,573.38
非水洗化世帯数		世帯	3,295	3,318	3,193	3,256	3,198
非水洗化人口		人	10,090	9,998	9,600	9,577	9,246

資料: 環境保全課

不法投棄の発生件数

単位: 件

廃棄物の種類	不法投棄の発生件数				
	H17	H18	H19	H20	H21
家具	0	0	2	4	7
家電製品	20	12	1	13	12
引越ごみ	2	5	2	2	3
家屋・建設廃材	9	2	1	2	4
家庭ごみ	22	11	5	11	15
自動車・自動車部品	3	3	2	5	2
残土・ガラ類	1	2	6	3	2
タタミ	0	0	0	1	0
草木類	1	2	0	1	0
塗料缶類	0	0	0	0	1
廃プラ類	0	1	0	1	0
その他	4	8	2	5	8
合計	62	46	21	48	54

資料: 環境保全課

町営塵芥焼却場跡地の環境調査 調査結果

■ 臭気及び湧出ガス

項目	地点名	単位	H19				基準		
			No.3	No.6	No.8	No.9	臭気指数*1	特定悪臭物質規制基準*2	安衛法管理濃度*3
臭気	臭気指数	—	14*10	16*10	14*10	12	14~20 (10~21)	—	—
	臭気濃度	—	23	41	23	17	—	—	—
湧出ガス	硫化水素	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	0.02~0.2	10 以下
	アンモニア	ppm	<1	<1	<1	<1	—	1~5	—
	メタン (可燃性ガス)	%*11 %LEL*12	<0.05 <1	0.15 3	1.5 30	<0.05 <1	— —	— —	— —

調査地点No.は、観測井No.と同地点。

備考 (*1) 「悪臭防止法の一部を改正する法律の施行について(平成7年9月 環大企第 286 号)」別表2に示されている廃棄物最終処分場の臭気強度 2.5~3.5 に対応する臭気指数の範囲。カッコ内の数値は、おおむね全ての業種を網羅した場合の臭気強度 2.5~3.5 に対応する臭気指数の範囲であり、「悪臭防止法施行規則(昭和47年5月 総理府令第39号)」に定める敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲である。

(*2) 「悪臭防止法施行規則(昭和47年5月 総理府令第39号)」に示されている敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規則基準の範囲。

(*3) 「労働安全衛生法(昭和47年6月 法律第57号)」に基づく「作業環境評価基準(昭和63年 労働省告示第79号)」に示されている管理濃度。

(*4) 「許容濃度等の勧告(1997)(日本産業衛生学会)」産業医学、39、第4、129(1997)
労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に厳しくない労働強度で有害物質に暴露される場合に、当該有害物質の平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度である。
*ただし、勧告は毎年更新される。

(*5) アメリカ産業衛生専門家会議(ACGIH)の勧告する時間加重平均濃度(TLV-TWA)
1日8時間、1週40時間の時間加重平均濃度。この濃度ではほとんど全ての労働者は毎日繰り返し暴露しても健康に悪影響を受けない。

(*6) アメリカ産業衛生専門家会議(ACGIH)の勧告する短時間暴露限度(TLV-STEL)
連続した暴露が1回15分以内、1日4回を超えないこと、また暴露の間隔は60分以上である場合で被害を被らない濃度。この濃度はどの15分間の時にも超えてはならない。

(*7) 「労働安全衛生規則(昭和47年9月 労働省令第32号)」に示されている“地下作業場等の可燃性ガス濃度”及び“坑内の炭酸ガス濃度”

(*8) 「酸素欠乏症等防止規則(昭和47年9月 労働省令第42号)」に示されている“換気を必要とする濃度”

(*9) 爆発限界:可燃気体と空気の混合気体が爆発する低極限と高極限の範囲。

(*10) 基準を超過した項目(14以上~20未満)

(*11) 爆発下限界濃度

(*12) メタン(可燃性ガス)の値(%)は、携帯式ガス検知器での爆発下限界濃度の測定値(%LEL)から換算した。

■ 水質

● 観測井 No.1～No.9

計量の対象	地点名	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
	調査実施日	H21.9.2				
カドミウム	—	—	—	—	—	観測井に浸出水が貯留していなかったため、採水不可の状況であった
全シアン	—	—	—	—	—	
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
六価クロム	—	—	—	—	—	
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
総水銀	—	—	—	—	—	
アルキル水銀	—	—	—	—	—	
PCB	—	—	—	—	—	
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	
四塩化炭素	—	—	—	—	—	
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	
チウラム	—	—	—	—	—	
シマジン	—	—	—	—	—	
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン	—	—	—	—	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.1	0.5	0.2	<0.1	<0.1	
ふっ素	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
ほう素	0.1	0.2	0.8	0.4	0.4	

備考) 基準は、地下水の水質汚濁に係わる環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号,平成20年4月1日改正)

調査地点位置図は資料編 P.9参照

■: 基準を超過した項目

単位: mg/L

No.6	No.7	No.8	No.9	基準	定量下限値
H21.9.2					
—	—	観測井に浸出水が貯留していなかったため、採水不可の状況であった	観測井に浸出水が貯留していなかったため、採水不可の状況であった	0.01 以下	0.001
—	—			検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005			0.01 以下	0.005
—	—			0.05 以下	0.01
0.002	<0.001			0.01 以下	0.001
—	—			0.0005 以下	0.0005
—	—			検出されないこと	0.0005
—	—			検出されないこと	0.0005
—	—			0.02 以下	0.002
—	—			0.002 以下	0.0002
—	—			0.004 以下	0.0004
—	—			0.02 以下	0.002
<0.004	<0.004			0.04 以下	0.004
—	—			1 以下	0.1
—	—			0.006 以下	0.0006
—	—			0.03 以下	0.003
—	—			0.01 以下	0.001
—	—			0.002 以下	0.0002
—	—			0.006 以下	0.0006
—	—			0.003 以下	0.0003
—	—	0.02 以下	0.002		
<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001		
—	—	0.01 以下	0.001		
<0.1	0.2	10 以下	0.1		
0.14	0.08	0.8 以下	0.05		
0.4	1.9	1 以下	0.1		

資料:平成 21 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書

■ 水質

● 観測井 No.10-1~No.12-2

計量の対象	地点名	No.10-1		No.11-1		No.11-2
	調査実施日	H21.9.2	H21.12.10	H21.9.2	H21.12.10	H21.9.2
カドミウム		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素		0.001	0.002	0.002	0.003	<0.001
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		<0.1	<0.1	0.2	<0.1	0.6
ふっ素		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
ほう素		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

備考) 基準は、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号,平成20年4月1日改正)
調査地点位置図は資料編P.9参照

単位:mg/L

No.11-2	No.12-1		No.12-2		基準	定量下限値
H21.12.10	H21.9.2	H21.12.10	H21.9.2	H21.12.10		
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	0.005
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	0.01
0.001	0.003	0.002	<0.001	0.001	0.01 以下	0.001
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	0.0005
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	0.0005
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	0.0005
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	0.0002
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	0.0004
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.004
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.1
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0.0006
<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.003
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	0.0002
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0.0006
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	0.0003
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
0.5	0.3	0.2	1.4	1.9	10 以下	0.1
<0.05	<0.05	0.06	<0.05	0.06	0.8 以下	0.05
<0.1	0.3	0.3	0.6	0.4	1 以下	0.1

資料:平成 21 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書

■ 水質

● 湧水 No.1～井戸

単位:mg/L

計量の対象	地点名	湧水No.1	湧水No.2	池	場内既存井戸	基準	定量下限値
	調査実施日	H21.9.2					
カドミウム	—	—	—	—	<0.001	0.01 以下	0.001
全シアン	—	—	—	—	<0.05	検出されないこと	0.05
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	0.005
六価クロム	—	—	—	—	<0.01	0.05 以下	0.01
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
総水銀	—	—	—	—	<0.0005	0.0005 以下	0.0005
アルキル水銀	—	—	—	—	<0.0005	検出されないこと	0.0005
PCB	—	—	—	—	<0.0005	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	—	—	—	—	<0.002	0.02 以下	0.002
四塩化炭素	—	—	—	—	<0.0002	0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	<0.0004	0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	<0.002	0.02 以下	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	<0.1	1 以下	0.1
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	<0.0006	0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン	—	—	—	—	<0.003	0.03 以下	0.003
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	<0.001	0.01 以下	0.001
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	<0.0002	0.002 以下	0.0002
チウラム	—	—	—	—	<0.0006	0.006 以下	0.0006
シマジン	—	—	—	—	<0.0003	0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ	—	—	—	—	<0.002	0.02 以下	0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
セレン	—	—	—	—	<0.001	0.01 以下	0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒	2.3	1.5	2.0	1.3	1.3	10 以下	0.1
ふっ素	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.8 以下	0.05
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.1

備考) 基準は、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号,平成20年4月1日改正)
調査地点位置図は資料編 P.9参照

資料:平成21年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書

